

2018年5月25日

各 位

会 社 名 飯田グループホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 西河 洋一

(コード:3291 東証第一部)

問合せ先 経営企画部長 小山 人士

(TEL. 03-5989-0927)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018 年 5 月 25 日開催の取締役会において、2018 年 6 月 26 日開催予定の第 5 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役、監査役及び会計監査人の選任・解任に係る要件の明確化を図るため、現行定款 第 19 条 (選任方法)、第 30 条 (監査役の選任方法)、第 38 条 (選任方法) を変更する ものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2018年6月26日(予定) 2018年6月26日(予定)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。
- 3 (条文省略)

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会<u>の決議によって</u>選 任する。

(新設)

変 更 案

(選任及び解任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任<u>及び解</u> 任する。
 - 2 取締役の選任<u>及び解任</u>決議は、議決権 を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 (現行どおり)

(選任及び解任方法)

- 第30条 監査役は、株主総会において選任<u>及び解</u>任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(選任及び解任方法)

- 第38条 会計監査人は、株主総会<u>において</u>選任<u>及</u> び解任する。
 - 2 会計監査人の選任及び解任決議は、議 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。